

ちば事業再構築チャレンジ補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症や原油・物価高騰等の社会経済環境の変化の影響を受けた中小企業者等が取り組む、新分野参入や、業種・業態転換等の事業再構築のうち、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資するものについて、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

2 この要綱において「中小企業者等」とは、下記のいずれかに該当するものをいう。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の規定による中小企業者

(2) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第6号から第8号の規定による法人又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第二に該当する法人、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人（従業員数が300人以下である者に限る。）であること。

(3) 会社若しくは個人又は法人税法別表第二に該当する法人、農業協同組合法に基づき設立された農事組合法人若しくは法人税法以外の法律により公益法人等とみなされる法人であって、下記の要件をすべて満たす者であること。

ア (1) 又は (2) に該当しないこと。

イ 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人であること。

ウ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、従業員数（常勤）が2,000人以下であること。

(4) 中小企業等経営強化法第2条第5項に規定するもののうち、下記のいずれかに該当するものであって、(2) に該当しないもの

ア 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会

その直接又は間接の構成員の3分の2以上が、常時300人（卸売業を主たる事業とする事業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

イ 酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会

その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が、常時500人以下の従業員を使用する者であるものであって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

ウ 酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会

その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が、常時300人（酒類卸売業者については、400人）以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

エ 内航海運組合、内航海運組合連合会

その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が常時500人以下の従業員を使用する者であって10億円未満の金額をその資本金の額又は出資の総額とするものであるもの。

オ 技術研究組合

直接又は間接の構成員の3分の2以上が以下の事業者のいずれかであるもの。

(ア) 中小企業等経営強化法第2条第5項第1号から第4号に規定するもの

(イ) 企業組合、協同組合

3 この要綱において「みなし大企業」とは、前項（1）に規定する中小企業者であって、下記のいずれかに該当するものをいう。

(1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

(2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を（1）から（3）に該当する中小企業者が所有している中小企業者

(5) （1）から（3）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数のすべてを占めている中小企業者

(6) 申請時点において確定している直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は別表1に掲げるものとし、対象者は次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(1) 千葉県内に補助事業を実施する事業所等を有する中小企業者等（みなし大企業は除く。）であること。

(2) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。

(3) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

(補助対象となる事業及び補助対象経費等)

第4条 補助対象となる事業は別表2に定める事業で、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資するものとし補助額等は別表1のとおりとする。ただし、次に掲げるものは、補助対象とならない。

(1) 法令等に違反する事業

(2) 補助を受けようとする事業を行う法人その他団体の役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のア、イ及びウのいずれかに該当する者であるときは、その事業

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

（ア）自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

（イ）暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

（ウ）県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(3) 国、県等における他の補助金・助成金、競争的資金の対象となった事業

ただし、国補助の上乗せ枠における国の「中小企業等事業再構築促進補助金」を除く。

2 補助対象経費は、対象事業の遂行に必要な経費とし、別表3のとおりとする。ただし、証拠資料等により、支払金額等が確認できる経費に限る。

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める交付申請書に必要な書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、申請者に通知する。なお、既に交付決定を受けた本補助金の対象事業者は、再度交付決定を受けることはできない。

2 知事は、前項の通知に関して必要な条件を付することができる。

3 知事は、第1項の審査により、補助金を交付しないと決定したときは、申請者に対してその理由を示すものとする。

(交付決定後の補助事業の内容変更等)

第7条 申請者は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた後に次のいずれかに該当するときは、別に定める承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、申請者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた後に交付の申請を取り下げようとするときは、別に定める取下げ書により知事に申し出なければならない。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の経理等)

第9条 申請者は、補助事業に係る経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間保存し、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるようにしておかなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第10条 申請者は、第6条第1項の規定による交付決定によって生じる権利の全部又は

一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項の規定による特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 の規定による金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第 14 条第 1 項の規定による確定を行った後、申請者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、申請者が知事に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項の規定による通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次のいずれかに掲げる事項を主張する権利を保留し又は異議をとどめるものとする。また、申請者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項の規定による通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項の規定による承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 知事は、申請者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 知事は、申請者による債権譲渡後も、申請者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら申請者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第 1 項ただし書に基づいて申請者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、千葉県財務規則（昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2）の規定により、知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第 11 条 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しなければならない。

(状況報告)

第 12 条 申請者は、補助事業の遂行について、知事の要求があったときは速やかに別に定める状況報告書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第13条 申請者は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けたときを含む。）、別に定める実績報告書に必要な書類を添えて、知事が定める日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第1項の規定による変更の承認をした場合は、その内容とする。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第15条 前条の通知を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める交付請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 知事は、申請者が規則第17条第1項の各号の規定のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。なお、これは補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、第8条の規定により取下げがあった場合及び前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 知事は、前項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者からの申し出により返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことがある。

(財産の管理等)

第18条 申請者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 申請者は、取得財産等に係る取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 規則第 21 条の規定により処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同条ただし書の規定による期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に準じるものとする。

2 申請者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ別に定める財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の場合において、知事は、申請者が取得財産等を処分したときは、補助金の全部若しくは一部を納付させることがある。

(雑則)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

別表1（第3条関係） 補助金の対象者及び補助額等

<p>【国補助の上乗せ枠】</p> <p>対象者：国の「中小企業等事業再構築促進補助金」の採択を受けている事業者</p> <p>補助率：12分の1以内</p> <p>補助額：500万円以内</p>
<p>【千葉県独自補助枠】</p> <p>対象者：国の「中小企業等事業再構築促進補助金」の採択を受けていない事業者</p> <p>補助率：4分の3以内</p> <p>補助額：1,000万円以内（下限額100万円）</p>

別表2（第4条第1項関係） 補助対象となる事業

事業区分	内容
新分野展開	中小企業者等が主たる業種又は事業を変更することなく、新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出することをいう。
事業転換	中小企業者等が新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更することをいう。
業種転換	中小企業者等が新たな製品を製造し又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することをいう。
業態転換	製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更することをいう。
事業再編	会社法上の組織再編行為（合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡）等を補助事業開始後に行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことをいう。

別表3（第4条第2項関係） 補助対象経費

経費区分	内容
施設費	建物、建物附属設備の改築・建築に係る経費（建物の新築については必要性が認められたものに限る）
機械装置等費	機械装置等の購入又は借用に係る経費
システム構築費	専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築・借用に要する経費
技術導入費	知的財産権等の導入に要する経費
専門家経費	専門家に支払う経費
運搬費	運搬料、宅配・郵送料等に要する経費
クラウドサービス利用費	クラウドサービスやWEBプラットフォーム等の利用費（自社の他事業と共有する場合は対象外）
外注費	加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注する（請負、委託等）する場合の経費
知的財産権等関連経費	新製品・サービスの開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の取得に要する経費
広告宣伝費	業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払う経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限る。）
研修費	教育訓練や講座受講等に係る経費